

自己判定方式について

【自己判定方式とは】

- 被害が軽微な場合に、①被災者（申請者）ご自身が撮影した写真等から被災した建物の被害状況が確認でき、②被害の程度が『準半壊に至らない（一部損壊）』（家屋全体の損害割合が10%未満）であることが確認でき、③その判定結果に同意いただける場合は、自己判定方式により罹災証明書を交付することができます。
- 通常の家屋被害認定調査を省略するため、比較的早く罹災証明書の交付が可能となります。
- ※ 現地調査の必要が生じた際には、調査をお願いすることがあります。

【申請方法】

- 罹災証明書交付申請書「自己判定方式」欄の『☐自己判定方式による罹災証明書交付申請を希望します』にし点を付してください。

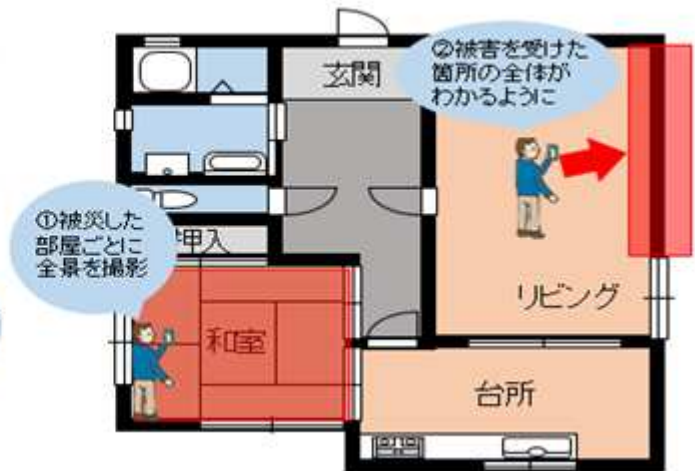
【必要書類】

- 罹災証明書交付申請書（本人または同居親族以外の方が申請する場合は裏面の委任状の記入が必要）
- 本人確認書類（運転免許証、保険証等）※郵送又は電子申請の場合は写し
- 被害状況が確認できる写真等
ア. 建物の全景（周囲4面） イ. 表札 ウ. 被害箇所全ての写真
- 建物図面（平面図） ※可能な場合のみ、被害箇所を記入してご提出ください。

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



【一部損壊の代表例】

例1）外壁の一部にひび割れ



例2）浸水により畳や襖が破損



（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損害程度の例示／内閣府）から引用